

高知県

(金抜)

道維委 第3-1号

高知県 宿毛市 小筑紫町都賀ノ川

高知県 宿毛市 小筑紫町呼崎

市道田ノ浦都賀ノ川線外2路線除草業務委託 実施設計書

履行期限 令和 3年11月30日

令和 3年 5月24日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

委託概要			起工又は変更理由
除草業務			
市道田ノ浦都賀ノ川線 2回			
除草 A=4000m2/回			
市道下の谷線 2回			
除草 A=100m2/回			
市道田ノ浦湊線 2回			
除草 A=200m2/回			
図面番号	FROM	TO	
整理番号	-	-	

## 特記仕様書

### 第1条 個人情報の保護について

#### 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「宿毛市個人情報保護条例」を守らなければならない。

### 別記 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

#### (適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 受注者は発注者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

#### (資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

#### (従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

#### (調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

#### (事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注1 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

### 第2条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る措置

1 本業務において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合は、調査職員と協議の上、必要と認められる費用については、変更契約できるものとする。

なお、実施にあたっては、業務計画書に実施内容および実施期間を明記するとともに、履行状況について、写真等により調査職員に報告すること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、履行期限の延長が必要な場合には、調査職員と必要期間を協議し、変更できるものとする。

2 上記1により変更契約した金額が、他の契約（県以外も含む）と重複した金額であってはならない。なお、変更契約後に他の契約（県以外も含む）との重複が判明した場合は、減額変更または返納を求める場合がある。

### 第3条 その他

1 その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

## 条件明示書

委託番号

道維委 第3-1号

明示事項(説明書)

## 1. 作業日程

市道田ノ浦都賀ノ川線

- 1回目 6月上旬～7月下旬
- 2回目 9月上旬～11月下旬

市道下の谷線

- 1回目 6月上旬～7月下旬
- 2回目 9月上旬～11月下旬

市道田ノ浦湊線

- 1回目 6月上旬～7月下旬
- 2回目 9月上旬～11月下旬

## 2. 交通誘導警備員の配置

作業期間中の安全確保のため、交通誘導員の配置人数は下記を予定している。

- 交通誘導警備員A 人
- 交通誘導警備員B 9人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に調査職員と協議すること。

## 3. 産業廃棄物の処分条件

処理場所 (刈草)

宿毛建設資源利用協同組合

橋上町橋上2300-1

距離 市道田ノ浦都賀ノ川線 13.5km 市道下の谷線 12.1km 市道田ノ浦湊線 11.7km

## 4. その他

その他疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

## 委託費内訳表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
業務費					
市道田/浦都賀/川線					
除草	式	1			明細表 第1号
市道下/谷線					
除草	式	1			明細表 第2号
市道田/浦湊線					
除草	式	1			明細表 第3号
処分					

## 委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
刈草	式	1			明細表 第4号
仮設工					
交通誘導警備員	式	1			明細表 第5号
直接業務費					
諸経費	式	1			
業務費価格					













